

## 死刑廃止国における死刑廃止の経緯等について

### 第1 英国

#### 1 死刑制度廃止の経緯及び理由等

##### (1) 死刑制度廃止の経緯

- ・ 謀殺罪については、死刑が絶対刑とされていた

1957年、謀殺を類型化し、犯情の重い類型を犯した者又は以前に別の謀殺で有罪判決を受けた者に対しては死刑を適用し、これらに該当しない謀殺に対しては終身刑を適用するとの法律が施行

※ 犯情の重い類型は以下のとおり

- 窃盗の機会における謀殺
  - 銃器又は爆発物使用による謀殺
  - 逮捕に抵抗等する過程若しくはその目的又は身柄拘束からの逃走等する過程又はその目的による謀殺
  - 職務執行中の警察官等に対する謀殺
  - 監獄に収容中の者による職務執行中の監獄職員等に対する謀殺
- ・ 1965年、5年間の死刑の停止を定めた法律が成立
  - ・ 1969年、1965年制定の法律の適用を恒久的なものとする動議が可決され、謀殺罪に対する死刑が全廃
  - ・ 1998年、反逆罪及び暴力を用いた海賊行為罪の死刑並びに軍法犯罪の死刑廃止（英国における死刑全廃）

※ 謀殺罪に対する死刑が全廃された1969年以降、軍法犯罪等を含め、実際に死刑が執行されたことはない

##### (2) 死刑制度廃止の理由

議会における議論等において、死刑廃止論者から指摘された主な論拠

- ・ 人道的理由
- ・ 誤判の可能性

※ 誤判の可能性の根拠として、自らの娘を殺害したとして死刑判決を受け、死刑執行後、誤判であると認められたティモシー・ジョン・エバンス事件（1949年発生、エバンスに対し1950年絞首刑執行、1953年真犯人発見、1966年恩赦）等が指摘されている

- ・ 犯罪抑止力の欠如
- ・ 刑罰における教育的機能の重視

## **2 謀殺罪に対する死刑廃止前後の犯罪情勢**

別紙1のとおり

## **3 謀殺罪に対する死刑廃止前後の国民世論の情勢**

別紙2のとおり

## **4 謀殺罪に対する死刑廃止後の情勢**

### **(1) 議会における議論等**

- ・ 刑事司法関連の法案審議等に際し、たびたび、下院議会において、（謀殺罪についての）死刑復活の是非を問う投票が実施されたが、投票結果は、いずれも反対票が賛成票を上回っている（直近の投票は、1994年）
- ・ 現時点において、議会及び政府においても死刑の復活に向けた具体的な動きはない

### **(2) オンライン請願制度における死刑復活の請願**

本年8月の時点で、死刑の復活を求める請願は、全請願約200のうち約40余りを占め、最も多い（他方、本年9月の時点で、死刑に関するものの中で、最多の署名を集めている請願は、死刑復活に反対するもの）

※ オンライン請願制度とは、一般市民が議会へオンラインで請願を行うことができる制度であり、請願された要望に対しては、同制度のホームページ上で、賛同の署名を行うことが可能であり、10万人以上の署名を獲得すれば、下院討議の対象となり得る

## **5 死刑廃止後の最高刑**

- ・ 死刑廃止後の最高刑は、無期刑（必要的無期刑と裁量的無期

刑が存在)

必要的無期刑とされている犯罪は、謀殺罪

※ 裁量的無期刑とは、裁判所が、犯情を考慮して、無期刑を宣告するのに十分な理由があると判断した場合に宣告される無期刑

- ・ 裁判所は、無期刑を言い渡す場合、最低拘禁期間を宣告しなければならず、同期間経過後でなければ仮釈放は許されず、裁判所は、犯罪が極めて重大である場合には、最低拘禁期間を「終身」とすることも可能

## 第2 ドイツ

### 1 死刑制度廃止の経緯及び理由等

#### (1) 死刑制度廃止の経緯

ア ドイツ連邦共和国（西ドイツ）

- ・ 1949年、基本法102条により死刑制度廃止

イ ドイツ民主共和国（東ドイツ）

- ・ 1987年、死刑制度廃止

※ 最後の執行は、1981年

#### (2) 死刑制度廃止の理由（西ドイツ）

ナチス時代に死刑の対象犯罪が拡大された上、言渡し件数・執行件数ともに著しく増加するなど、死刑制度が濫用されたことへの反省

### 2 死刑制度廃止前後の犯罪情勢

連邦刑事庁の統計が1953年以降のものしか存在しないため、比較対照資料不見当

### 3 死刑廃止前後の国民世論の情勢

別紙3のとおり

### 4 死刑廃止後の情勢等

- ・ 1950～1960年代にかけて何度か死刑制度復活を求める

運動やそれに関連した運動が起きた

- ・ 現在のドイツにおける死刑制度に関する議論は、総じて否定的なもの

## 5 死刑廃止後の最高刑

- ・ 無期自由刑

制度上一定の要件の下に残刑の執行を保護観察のために延期される余地がある

法定刑が無期自由刑のみの罪は、謀殺と犯情の特に重い故殺

無期自由刑が選択刑として定められている罪としては、死亡結果を伴う、強姦、強盗、放火などがある

## 第3 フランス

### 1 死刑制度廃止の経緯及び理由等

#### (1) 死刑制度廃止の経緯等

- ・ 死刑に関する議論の盛り上がり

1970年代に相次いで発生した凶悪殺傷事件及びその被告人に対する判決などが国民の間においても死刑の存続・廃止について意見を述べ、議論をする機会を提供し、死刑に関する議論が盛り上がる大きな要因となった

- ・ 死刑廃止派による運動等

1977年に死刑が執行されたこともあり、バダンテール弁護士を中心とする死刑廃止派は、死刑の廃止に向けた運動を更に強力に展開し、数回にわたって国会に死刑廃止法案が提出されたものの、いずれも可決されるには至らなかった

- ・ 1981年大統領選挙

死刑の存続・廃止が争点の一つとなり、同年6月に実施される国民議会議員選挙において社会党が過半数の議席を取ることができた場合には死刑廃止法案を国会に提出する旨公約したミ

ミッテラン候補（社会党）が、現時点で政府として直ちに死刑廃止を提案するのは不適當である旨の見解を述べた現職ジスカールデスタン候補を破って当選

- ・ **死刑制度廃止**

1981年6月、ミッテラン大統領は、社会党が国民議会議員選挙で圧勝したことを受け、バダンテール弁護士を司法大臣に任命

バダンテール司法大臣は、1981年8月、主務大臣として、政府として死刑廃止法案を国民議会に提出し、同法案は、国民議会、元老院でそれぞれ可決されて法律として成立し、大統領の署名を経て、同年10月10日に公布

## **(2) 死刑制度廃止の理由**

- ・ 死刑を一般的に廃止する理由について、1981年に可決された死刑廃止法案の国会審議においては、フランスの誇らしいヒューマニズムの伝統、人権宣言の精神、西欧の国際環境、死刑には抑止力がないこと、死刑判決には誤判の可能性があるし、恣意的であることなどに言及された

## **2 死刑廃止前後の犯罪情勢**

別紙4のとおり

## **3 死刑廃止前後の国民世論の情勢**

別紙5のとおり

## **4 死刑廃止後の情勢等**

### **(1) 国会における議論の状況等**

- ・ 1981年に死刑を廃止して以来、2007年2月に死刑禁止規定を憲法に創設する旨の憲法改正が行われるまでの間、未成年者や警察官等が殺害された凶悪殺傷事件又はテロ事件などが発生した後などに、死刑復活を規定する法律案が約30回にわたって国会に提出されたが、いずれも否決され、又は採決さ

れるに至らず、不成立に終わっている

- ・ 憲法改正は、国会における死刑復活の議論に終止符を打った

## (2) 死刑復活等厳罰化を求める意見・要望への対応等

- ・ 未成年者が性的被害に遭った上で殺害される事件や同種前科を有する者による殺人事件等の凶悪殺傷事件が発生するたびに、未成年者に対する殺人など一定の犯罪について死刑を復活することを求めるものを含む厳罰化を求める意見・要望が表明された
- ・ これらの厳罰化又は死刑復活を求める意見・要望に対し、保安期間の上限を延長し（その結果、時間的に仮釈放が認められにくくなる。）、又は、受刑者の釈放後も補充刑又は保安処分の枠組みで（元）受刑者に対する監視・監督又は留置を継続する新しい枠組みを創設するなど刑罰の在り方又はその執行の態様等を多様化させることによって対処
- ・ また、1951年の制度創設時は交通事故の被害者に限られていたフランスにおける犯罪被害者補償制度における補償対象者は、順次、拡充され、1990年には、殺人、強盗、強姦、傷害等の重大犯罪の被害者にも拡大された

## 5 死刑廃止後の最高刑

終身刑

- ※ 重罪院は仮釈放が与えられることのない無期刑を言い渡すことができるが、30年経過後に破棄院判事により構成される鑑定人団の意見を聞いて破棄院決定の適用をやめることができる